

令和2年第7回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和2年7月2日（木）午前10時00分～午前11時05分
2. 会 場 高鍋町教育研究所
3. 出席委員 川上 浩教育長、黒木 知文教育長職務代理者、小泉 桂一委員、四角目 久美子委員、岩崎 晃子委員
4. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、芥田教育総務課長補佐、山下社会教育課長
5. 議 事

（開会 午前10時00分）

川上教育長 おはようございます。ただ今から令和2年第7回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。

議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより小泉桂一委員を指名します。よろしくお願ひします。

小 泉 委 員 はい。

川上教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、7月2日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

川上教育長 それでは会期は本日7月2日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3 「前回の議事録の承認について」を議題といたします。既に原案を配付しておりますが、議事録に記載した内容にご異議ございませんでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 それではご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 「教育長の報告について」を議題とします。

お手元に「令和2年6月 教育長執務」がありますが、前回の定例教育委員会が6月3日でしたので、以後の執務についてご報告いたします。

6月5日に黒木委員とともに第1回教科用図書児湯採択地区協議会に出席しております。最終的には7月17日の第2回の協議会で決定されることとなります。去年は小学校の教科用図書の採択でありましたが、今年は中学校の教科書採択であります。去年は事務局であった本町が中心となって、大きな問題もなく採択事務を進めることができましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響のため各学校の管理職の先生らで構成される専門委員会が開催できず、各市町村教育委員会の指導主事を中心に事務を進めざるを得なくなり、指導主事への負担が大きくなっています。私どもとしては、学校現場の意見を踏まえた上で今後の採択に臨みたいと考えているところでございます。

なお、昨日まで町立高鍋図書館の方で教科用図書の展示を行っておりました。

同じく5日に高鍋大師堂のリニューアル完成式典に参加しております。非常にきれいになっておりました。

8日には議会の一般質問がございました。今回は新型コロナウイルス感染症の影響で学校関係の質問が多くなされたところでございます。オンライン教育に関するもの

川上 教育長

や、学習進度は大丈夫なのかといった質問が多かったのですが、テレビなどの報道は都市部を中心に扱ったものがほとんどであり、地方の町である高鍋については、なるべく学習の機会を設ける努力をして参りましたので、学習進度については夏休み2日間を授業日として増やすことで対応できると答弁させていただきました。ただ、中学校3年生だけは受験のことなどもありますので、8月3日・4日・5日の3日間で、東西中学校合同の学習会を設定すると答弁させていただいたところでございます。

リモート教育については、答弁資料を準備したものの、議場ではそこまで詳しく答弁しませんでした。国内で一番先進的な取り組みが行われている埼玉県戸田市を扱ったニュースを目にする機会があったのですが、リモート教育で子どもたちの学習意欲が低下するというケースが実際に起こっているとのことでした。考えてみれば、小学1年生などがモニターの前に長時間座っていることなど実際には困難だと思います。私個人としてはリモート教育の限界というようなことも感じておりまして、だからなるべく学校を、授業を、そして給食を継続していくことの方がより現実的ではないかと考えているという答弁をさせていただきました。

9日には3回目となります各学校PTA会長との意見交換会を実施しております。さらに4回目の協議を7月8日に予定しているところでございます。今一番の課題は、先生たちと保護者がきちんと顔合わせをして、協力しながら子供たちに向き合う体制がまだできていないという点でございます。長期間の休業等の影響もあって1学期の通知表は、例年とは少し違う形になると思いますが、夏休み期間中に保護者面談等を実施して、学校における子どもたちの様子を保護者にしっかりと伝えながら共通理解を図っていくことが必要であるということが各学校の認識でございます。

14日には社会教育課関係の行事といたしまして、持田古墳群の草刈作業を、翌15日には自治公民館連絡協議会旧役員との意見交換会が行われております。2つとも重要な行事でありまして、草刈につきましては、一昨年は少し参加者が減ったのですが、今年は80名を超える参加がありました。忙しい中対応していただきて本当にありがたいなと感じております。この日は朝7時から高鍋大師の方でも草刈作業が行われております。その後8時から持田古墳の草刈を行っております。重要な教育資源・観光資源である高鍋大師と持田古墳群をうまくつなげることを町長は今考えているようです。

また今回、自治公民館連絡協議会の評議委員11名全員が交代されました。戸惑いも大きいのですが、旧役員の皆様方との交流は今後も続けていきたいと考えているところでございます。この二つのことについて、社会教育課長の方から補足があればお願ひします。

社会教育課長

持田古墳群の草刈については教育長の報告どおりでございますが、今回特に早朝より気温が高かったので、今後は開始時間の見直し等についても検討する必要があるのかなと感じております。次回は秋となりますけれども、いろいろな手立てをして参加者をさらに増やしていきたいと考えているところでございます。

川上 教育長

古墳を守る会の活動につきましては、毎回地元婦人会の皆様方にもご苦労いただいているのですが、これからも継続してご協力いただけるということでありましたので、本当にありがたいなと感じているところでございます。

次に17日の石井十次関係でございますけれども、黒柳徹子さんの石井十次賞受賞が決まったのですが、残念ながら授賞式は行われないということになりました。ただ秋

川上教育長 に予定されております西小学校行事の一つであります「石井十次をしのぶ会」については、西小学校の黒木校長がとても前向きで、実施の方向で準備を進めたいということで、石井十次顕彰会の方とも話をしているようございます。

それから自治公民館連絡協議会の評議員会が 18 日に行われております。

19 日には第 1 回目となります就学支援委員会が行われております。周辺自治体を横断した広域的な取り組みである特別支援教育エリアサポート事業の中心校は、高鍋東中学校でございます。本町においてはこれから特別支援教育の在り方が大きな関心事となっているところでございます。そういった背景もあって、23 日に町立わかば保育園職員等との意見交換会を開催しております。わかば保育園のほか、福祉課、健康保険課、健康づくりセンターの関係職員の皆さんにも参加していただきました。小中学校における特別支援教育の取り組みについて説明させていただきました。昨年度に保育園、幼稚園と連携して取り組みました「ことばの教室」の成果などについても説明し、このような新たな視点も持ちながらこれから特別支援教育に取り組んでいく必要があるというようなことについて共通理解を図る良いきっかけとなったのではないかと考えております。福祉課の杉田補佐が様々な調整をしてくれたおかげで今回の意見交換会が実現できました。非常にありがたいと思っております。今後も継続できればと考えております。

同じく 23 日には、社会教育委員会議も実施されております。

少し戻りますが、22 日に教育長用務とありますが、「慈友塾」という西都児湯地区で最も大きな学習塾の代表者であります河田さんという方にお会いして話を聞いて参りました。実は昨日、高鍋高校に出向いて職員 10 名ほどで構成されているプロジェクトチームと話をしました。5 月末に行われました町内の学習塾との意見交換会においては、学校だけでなくみんなで高鍋町の教育を考えていく、例えば高鍋高校への進学者が減少している問題もセットで考えていきたいというようなことなどについて共通理解を図ったところであります。そのような一連の動きの中で学習塾との協議の場も設けているところでございます。

それから 24 日には定例の校長会、そして第 1 回目となる教科・領域別部会が行われております。教科とか領域で違いがあるのですが、今年は新たな領域として特別支援関係で少し耳慣れない言葉ではありますが、コグトレ（コグニティブ・トレーニング）という新しい分野でありますとか LD（ラーニングディサイリティ）、いわゆる学習障害ですね。そういった分科会も設けております。例えば東小学校では、行動に課題のある子どもたちに対して、なぜそういうことをしてはいけないのか、なぜそういうことをしなければならないのかなど、早期のうちに行動の意味を理解させるようなトレーニングを取り組もうとしております。そういう部会を新たに立ち上げているところでございます。

25 日には育英会の理事会が行われております。育英会については、いろんな場面で申し上げているのですが、育英会の運営一つみても、やはり高鍋町は、文教の町だなと感じさせられます。なぜなら、周辺の自治体では、育英会組織は、自治体の一般会計予算で運営されているのですが、高鍋は一般会計ではなく独立した予算で運営しているからです。また他にも、分野は異なりますが、文化協会も独立した団体で運営を続けているというのは、やはり高鍋町の持っている誇れる歴史だと思いますし、大事にしていかなければならぬものであると感じております。

川上教育長 26日には図書館協議会がございまして、かなり盛んに意見が出されました。町立図書館を今後どうするかということがずっと懸案となっているのですが、以前から申しておりますように小学校の図書室では司書の活動も盛んに行われておりますので、4つの学校図書室を含めて全部で5つの図書館という考え方で進めていきたいというような話をさせていただきまして、委員の皆様方にも理解していただいたところであります。

7月1日ですが、ロータリークラブの皆様方がお見えになり、育英会に寄付をいただきました。

同じく1日ですが、社会科副読本の編集委員会が行われております。東西小学校8名の先生方に委員になってもらって、5年に1回の見直しを行うこととなっております。

社会科副読本見直し編集にも関連する事柄として、本町独自の取組の一つである「新明倫の教え」の子どもたちへの普及定着というものがございますが、この取り組みは、新型コロナウイルス感染症によって混乱している現代において再評価されるべきものではないだろうかと感じているところでございます。実は今、町長を中心に「大人のための明倫の教え」を準備しているところでございます。町長自身が原案を作つてこられたのですが、私的には非常にいいものができるのではないかと感じているところです。旧暦の8月1日に秋月種茂公が家臣などを集めて法令について述べられていたこと、また、8月1日のことをかつて八朔（はっさく）と呼んでいたことにちなみまして、「八朔の誓い」というようなタイトルをつけようと考えているところでございます。現段階で、11項目ほどの内容となっております。大人が心得なければならないことについて列挙されたものとなります。ある程度形になってきましたら、委員の皆様方にもお示ししたいと考えております。新型コロナウイルス感染症への対応のことなども含めて、改めて社会教育の重要さということも気付かされましたので、時宜を得た取り組みではないかなと考えております。

そして、本日2日が定例教育委員会、明日3日が西小学校の視察訪問となっております。委員の皆様方におかれましては、2日間連続の行事となりますけれどもどうぞよろしくお願ひいたします。あと社会教育関係ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために開催できていなかった行事を今後元に戻していきます。9日に歴史講座、15日に園芸教室、21日に高鍋学園がそれぞれ開講いたします。

以上執務報告とさせていただきます。何かご質問等ございませんでしょうか。
なし。

特に質疑はないということのようでありますので、承認いただけるということでおろしいでしょうか。

はい。

川上教育長 それではこれで報告を終わりたいと思います。

日程第5 議案第32号「高鍋町体育協会補助金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。社会教育課長、説明をお願いします。

社会教育課長 はい。それでは議案第32号についてご説明申し上げます。本補助金の交付対象団体であります高鍋町体育協会の名称が高鍋町スポーツ協会と改められたことに伴いまして、交付要綱中の名称を全て高鍋町スポーツ協会に改めるものでございます。以上でございます。

川上教育長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
委員 なし。

川上教育長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

議案第32号「高鍋町体育協会補助金交付要綱の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。

委員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第33号「夏季休業日における授業日の設定について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは説明させていただきます。高鍋町立学校管理規則第9条第1項第5号において、夏季休業日は7月21日から8月26日までと規定されているところであります。今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業によって減少した授業時数を確保するため、7月21日及び7月22日の2日間を授業日としている旨の「休業日の授業日設定申請書」が別添のとおり東西小中学校長から提出されたことを受けまして、高鍋町立学校管理規則第9条第3項の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものでございます。この規定において、校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ないと認めるとときは、教育委員会の承認を得て、休業日の期間中に、授業日を設けることができるとしております。

以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川上教育長 ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

岩崎委員 新富町や川南町の唐瀬原中学校は、夏季休業期間中に授業日をもっと多く設けていくようですが、高鍋町は休業期間中に他のところよりも多く授業を行うことができたので2日間だけで大丈夫であるということで理解してよいのでしょうか。

川上教育長 結果的にはおっしゃるとおりです。対策監、周辺の自治体の状況はどうなっていますか。

池澤対策監 新富町、西都市が10日前後、都農が2日、川南が4日だったと思います。

川上教育長 この件については、いろいろな意見がございまして、全く別の会議の時にもお孫さんのことで不安を述べられる方もいらっしゃいました。議会答弁の時にも申し上げましたが、基本的には指導内容的には各学校とも計画的に進めていったので問題はないという判断です。

昨年度3月から臨時休業が始まっておりますが、令和元年度については、標準時間時数についての問題は問われることなく終わっております。令和2年度になってからは、年度末に標準時間時数をクリアできるかという問題が一つ、いわゆる未履修問題です。もう一つが子どもたちの今後を考えたときに、しっかり指導しておかなければ後から問題となってくるといいういわゆる未指導問題です。未指導問題の方がどちらかといえば重要であると捉えているところです。

文部科学省は標準時間を全て満たさなければならないわけではないという見解を示しております。このような状況の中で、我々としては昨年度からずっと子どもたちにとって必要なものは何かということを一番に考えて手立てを打ってきたつもりです。ただ、保護者の中には、テレビの報道を見て不安になられた方、あるいは、休みが長かった分、夏休み中も学校に行っていいのではないかと考えておられる方も実際おられるようです。

川上 教育長

西都市の教育長とも話をしたのですが、西都市は10日間と決める際に、保護者からかなりの抵抗があるのではないかと思っていたそうです。休みを休みでなくするというのは本来のことではありませんので。確かに、授業時間数の確保といった視点から考えたときには、今後どうなるかわからないので夏休みを短縮しても授業時数を積極的に確保することも一つの方法だと思いますが。

ただ、中学校3年生については別に何らかの手立てを打たないと保護者の方も心配されるだろうということで8月の3日・4日・5日に補充講座を行うこととしました。東西中学校の校長が二人とも非常に意欲的で東西中学校合同でやりたいということになりました。初日は外部講師を招いて高校入試とはどういうものか、普段の学習の仕方はどうあるべきかなどについての講話を行います。後程別資料で詳しく説明させていただきますが、2日目以降は、初日の講話の内容を踏まえた上で、東西中学校の生徒が東中学校に集まって補充授業を実施することとしております。3日だけは、クーラーの関係がありますので、たかしんホールで行います。

なお、5月最後にあった2週間の休校期間中、小学校は6日間登校して学習指導を行っております。中学校は休校期間2週間から土日を除いた10日間毎日登校日を設定したところです。以上のようなことで、委員のお尋ねの件に関しては、現時点においては一応大丈夫であるという判断でございます。

岩崎 委員

わかりました。保護者と先生方の顔合わせが済んでいないことや、保護者と先生方の協力体制がまだ整っていないことももちろん大きな課題だとは思うのですが、長期休校期間の休み明けに学校に行くのが不安になる子どもたちもいるようだという話を聞いたものですから。何故かわからないけど、朝になると不安になるととか、そういう子供たちの心のケアと言いますか。しばらく学校に行けなかった、通常の日常生活が送れていなかつた、そういう子どもたちもいるという話を最近聞いたばかりなので、これでまた長い夏休みが始まるとどうなのかなと少し心配したところでした。

川上 教育長

コロナ不安で登校できなくなっている子どもについての情報は、対策監の方で何か把握していますか。

池澤 対策監

今のところそういう情報は学校からは特に寄せられていません。ただ、委員が申されたような不安を持つ子どもたちへの対応については、文部科学省からも配慮するようにといった内容の通知文がきておりましたので、各学校にも送付した上で、子どもたちの心のケアについてもお願いしているところです。

川上 教育長

確かに今委員が申されたような不安をもつ子どもはいると思います。中学生になると部活動が既に始まっているので忙しくて、小学生ほどではないと思いませんけれども。

小学校でも夏休み期間を利用した保護者との面談が計画されているようですので、面談の中でしっかりと対応していきたいと思います。

夏季休業期間における規則正しい生活の問題については、学童保育の利用による対応も可能だと思いますが、改めてもう一度学校の方と相談しながら対応していきたいと思います。先ほど申し上げましたように本町では臨時休業とした5月最後の2週間でも登校日を多く設定しておりますので、全体的には、程度規則正しい生活リズムというのはとり戻せたのではないかと思っているところでございます。マスコミ等でいろいろ報道されているので保護者の方も余計不安になるのだろうと思います。ただ、よく報道されている宮崎市などとは事情が異なりますし、東京などと比べるともっと

川上教育長 違います。先月入学式が行われたという報道も目にしました。本町は、そういったところとは違うということでご理解いただければと思います。

そうはいっても保護者の皆様はやはり不安でしょうから学校と連携してしっかりと対応していきたいと思います。基本的に本町には協力的な保護者の方が多いので、子どもにとって一番いい形になるよう保護者との連携をしっかりと図っていくという意味でも、各校のPTA会長さんとも話をさせていただいているところでございます。

委員からご指摘がありました点につきましては、しっかりと学校側に確認していきたいと思います。

ほかにご質疑等はございませんでしょうか。

委 員 なし。

川上教育長 それでは、議案第33号「夏季休業日における授業日の設定について」、ご承認いただけますでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第34号「高鍋町学校における働き方推進プラン『たかなべ学校エンパワー事業』環境づくりプランの承認について」を議題といたします。教育対策監、説明をお願いします。

教育対策監 議案第34号「高鍋町学校における働き方推進プラン『たかなべ学校エンパワー事業』環境づくりプラン」について提案理由を説明させていただきます。

この件につきましては、これまで一度々概要等について説明させていただいておりますが、今回議案として提案させていただきました。

生徒指導上の問題や特別な配慮をする児童生徒の増加、保護者の対応など学校における課題が複雑化、多様化しております。そのようなことで教職員の時間外業務時間が月当たり80時間を超える、いわゆる過労死ラインを超過する教職員もみられるなど教職員の働き方改革が積極的な問題となっているところでございます。

本県においてもその改革が急速に進められているところでございます。本町におきましても働き方改革推進プランを策定して、プランをもとに働き方改革を推進していくために教育委員会の承認を求めるものでございます。

なお、本プランは、働き方改革が単なる勤務時間の短縮を目指すだけのものではなく、教員がゆとりをもって子どもや授業に向き合うことで教育の質の向上を図ることを狙うことから「たかなべ学校エンパワー事業環境づくりプラン」と名前をつけて、本教育委員会が今年度取り組んでおります9つの取組の下支えとなるものと考えております。

前回お渡ししましたプラン案から1点だけ今回変更がございます。10ページをお開き下さい。1の(2)の県内一斉の取組の中の(2)リフレッシュウィーク、学校閉庁日の設定の部分でございますが、高鍋町では令和2年度より曜日に関係なく8月11日から15日までと記載しておりますが、前回お渡ししたものの中では、13日から15日までの3日間としておりました。先月の校長会におきまして、より働き方改革を進めていくという視点から11日から15日までの5日間に伸ばすということで確認をしたところでございます。

また、参考資料としまして高鍋町立中学校における部活動の方針を巻末の方に付けさせていただいております。以上本案につきましてご審議を賜りますようお願い申し

教育対策監 上げます。

川上教育長 私の方からも補足をさせていただきます。本冊子の目次の下の方にある枠囲みの中で本プランの作成コンセプトということで3項目挙げて、働き方改革を計画的・意図的に進めていくこと、働き方改革推進について教職員、地域、家庭に対して以下のようないくつかの理解啓発を促すことをコンセプトとして1番目としまして、働き方推進プランの主目的が単なる勤務時間の短縮ではなく地域全体で教職員が授業や子どもにじっくりと向き合えるようなよりよい学校づくりを目指すものであることの理解、2番目としまして、働き方改革推進につながる町教育委員会の取組への理解、3番目として切れ目のない支援ということで、議会でも答弁しておりますが、胎児から高校生まで、保護者の立場で言いますと妊婦から高校生の保護者まで切れ目のない支援を行っていく。わかば保育園との意見交換会もこの考えに基づくものです。特に1番のことを理解していただきたいと考えています。単なる勤務時間の短縮ということになると学校によっては保護者との連携がうまくいかなくなるといった事例もあるようです。私どもとしては、あくまでも学校が良くなるための働き方改革として進めていきたいと考えております。地域全体ですので今後はコミュニティスクールとの連携が一つの大きなテーマとなってくるものと考えております。この働き方改革推進プランに関しましては、今まで少しずつ情報提供を行ってきてているところでございますが、何かご質疑等ございましたらよろしくお願ひします。

県教委は北部、中部、南部それぞれの地区において働き方改革のモデルを設定しておりまして、北部地区が美郷町の小規模校についてのモデル事業、南部地区が小林で小中一貫のモデル事業、中部地区が高鍋町で、町ぐるみでの働き方改革のモデル地域になっており、スクールサポート事業として800時間分の予算を手当してもらっております。地域と連携しながら最終的に学校が良くなるという視点で進めている本町の働き方改革は県からも注目されているところです。

池澤対策監 今後、このプランに基づきいろいろな取組を進めていくこととなります。

町といたしましても現在すでに取り組みを行っているところでございます。学校に対してもこの件に関しましては以前から説明を行っているところであります。本プランの趣旨をしっかりと理解してもらった上で、今後、学校としての学校における働き方改革の推進に取り組んでいただくこととしております。地域及び保護者につきましては、以前委員の皆様方にもお渡ししておりますメッセージ文を、まずはPTA会長さんにお渡しし、きちんと理解していただいた上で、PTA役員の皆様、保護者の皆様へ周知して参りたいと考えております。地域については、今月行われる自治公民館長研修会で説明させていただこうと考えているところでございます。一齊に周知を図るのではなく、段階的に広げていきたいと考えております。

川上教育長 推進プランの10ページに具体的な取り組みを掲載しております。最初に5項目挙げております。リフレッシュデイとリフレッシュワーク、それから3番が部活動のことですが、部活動に関しましては、現在、外部指導員を4人配置しております。外部からの指導者を配置することについては、正直に申し上げますと、トラブルの原因となる可能性もあるのですが、本町ではしっかりした方々に引き受けさせていただいておりまして、有効な形になっていると考えております。

それから4番が教頭の長時間勤務の解消ということで、児童生徒の安全確保という観点からも朝は7時30分前には登校しないようにということを徹底したいと考えて

川上教育長 おります。

あとコミュニティスクールとの関連を 11 ページに記載しております。地域安全見守り隊への協力などいろいろなことをやつていただいておりますけれども、これらを少し整理と言いますか情報の共有から始めていきたいと考えているところでございます。

それから、本町が特に努力しているのは 11 ページの下の部分に記載がある人的配置による学校支援でございます。学校施設の改善に関しましては、かなり我慢でもらっておりますが、人的配置についてはかなり中身のある支援をさせていただいていると自負しております。

会計年度任用職員については、会計年度任用講師をはじめ、15 人も配置している学校生活支援員、それから図書事務員も子どもたちの読書指導をかなり早い段階からやっていただいております。

外国语指導助手も 1 名増員して 2 名配置しておりますし、小学校体育サポート派遣事業も大きな負担軽減になっていると思っております。今回の新型コロナウイルス感染症関係で、水泳の指導をどうするかということが大きな課題でありまして、実際に延岡市や日向市などは水泳指導を中止しておりますけれども、本町ではだいぶ迷ったのですが、この小学校体育サポート派遣事業の水泳関係のセンターを増員することで水泳指導を実施することができました。

それからスクールソーシャルワーカーについてですが、今年度から野中さんに週の半分勤務してもらっております。できれば将来は常勤化したいと考えているところでございます。いじめや不登校などの様々な生徒指導といったところが現場の先生たちの負担の一番大きなところでありますので、大変有効な取り組みであると考えております。

次にあります未就学時を対象としたことばの巡回指導についても以前も説明させていただきましたとおり昨年度は、当初 15 名いた対象者が最終的に就学する段階では 1 名だけとなっております。今年度は健康保険課の方に引き継いでもらって保育園などを巡回してもらっております。

それから次の地域コーディネーターについてですが、本町のコーディネーターは非常に優秀な方々なので、校長たちはとても感謝しております。他の地域ではなかなかこのような働きができる人材は確保できないのではないかと思っております。本当に高鍋というところは人材に恵まれた地域であると実感しているところです。

以上が町教育委員会の取組で、次が県教育委員会の取組です。13 ページには統合型校務支援システムのことが記載されておりますが、来年度からは県内すべての学校で統一されたシステムで指導要録や出席簿などが電子化され、教職員の校務の効率化が図られることとなります。

このようなことで委員の皆様も既にご承知の通り、本町においては学校への人的配置の充実といった点が他の自治体ではなかなか見られない大きな特徴となっているところでございます。

また、今後は、13 ページの下の方にございます、学校・家庭・地域の連携・協働体制づくりということが大きなテーマになってくるのではないかと考えているところでございます。

それでは承認に入ってもよろしいでしょうか。議案第 34 号「高鍋町学校における働く

川上教育長 き方推進プラン『たかなべ学校エンパワー事業』環境づくりプラン」については、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第8 「区域外通学に関する専決処分について」を議題といたします。
報告をお願いします。

教育総務課長 (専決処分報告)

川上教育長 ただいまの報告につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 質疑がございませんので、これで質疑を終わります。

以上で、「区域外通学に関する専決処分について」の報告を終わります。

次の議案は秘密会といたしますので、次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。

教育総務課長 (当面の行事予定説明)

川上教育長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

委 員 なし。

川上教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては8月6日、また臨時会を7月30日に開催するということでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

川上教育長 ご異議なしということでありますので、臨時会の日程は7月30日、次回定例会に日程は8月6日に決定いたしました。

(社会教育課長退室)

川上教育長 日程第9 議案第35号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。
※秘密会

川上教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のてん末に相違ないことを証明する。

令和 2 年 8 月 6 日

高鍋町教育委員会 教育長

11) 上 浩

高鍋町教育委員会 教育委員

小 早 梶 一